

日 銀 市 第 7 号

2023 年 1 月 18 日

入札型電子貸付関係事務についての

日銀ネット利用先

御中

日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「共通担保資金供給オペレーションについての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」の一部改正に関する件

日本銀行では、本年1月17日、18日の金融政策決定会合において「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等を決定したこと等に伴い、標題規程の一部を別紙のとおり改正することとしましたので、通知します。なお、本件改正の実施日については、別途日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」(<https://www5.boj.or.jp/>)において通知します。

今回の改正により、特に、貸付期間を1年超とする共通担保資金供給オペレーション（固定金利方式を含む）については、従来とは異なる方法により関係事務を処理することとなりますので、ご留意ください。なお、貸付期間を1年以内とする共通担保資金供給オペレーションについては、事務取扱いは不変ですので、申し添えます。詳細は、日本銀行金融市場オンラインに掲載の「共通担保資金供給オペレーションの制度変更に伴う事務上の変更点について」を必ずご確認ください。

以 上

「共通担保資金供給オペレーションについての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」中一部改正

- 第4条および第5条を横線のとおり改める。

(借入、利息の支払および返済における日銀ネットの利用)

第4条 利用先は、基本約定第7条第1項の規定による貸付の実行の依頼を行う場合には、日銀ネットを利用してこれを行う。

2. 利用先は、基本約定第7条の2の規定による利息の支払を行う場合には、日銀ネットを利用して、利息計算期間にかかる利息について自己の当座勘定を引落とし、これにより当該利息を支払うことを申出る。

~~2.~~3. 利用先は、基本約定第8条の規定による返済を行う場合には、日銀ネットを利用して、貸付金額に貸付金基本約定第7条の2の規定による返済期日の属する利息計算期間にかかる利息を加えた金額について自己の当座勘定を引落とし、これにより当該金額を支払うことを申出る。

~~3.~~4. 第1項の貸付の実行の依頼、第2項の利息の支払の申出および前項の返済の申出は、取消することができない。

(事務処理の通知)

第5条 日本銀行は、貸付の実行を行った場合、利息計算期間にかかる利息の徴収を行った場合または返済を受けた場合その他の場合において、日本銀行が別に定めるときは、利用先に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。